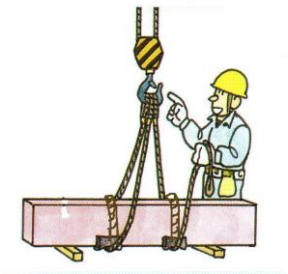

2025年度開催

玉掛け業務従事者
安全衛生教育開催案内

主催　一般社団法人日本クレーン協会東海支部

労働安全衛生法第60条の2に基づき、事業者は玉掛け業務従事者等の能力向上を図るため、玉掛け資格取得後、おおむね5年を目途に安全衛生教育を受講させることとされています。

今回、「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育指針」（平成27年8月31日公示）に基づき標記の講習会を開催することとなりましたので、各関係事業者におかれましては該当者を多数参加させられ、法遵守に遺漏のないようお願い旁々ご案内いたします。

受講までの流れ	その1	支部HPから、又は電話で予約をする
	その2	申込書と講習会費の送付（納入）をする
	その3	その1・2が終了後、受講票がお手元に届き受付完了

1，日程

	9:00～15:40	締切日
日時	２０２５年６月２５日（水）	6/11

2，会　場　〒475-0862　愛知県半田市住吉町3-155　TEL:0569-32-2600
一般社団法人 日本クレーン協会東海支部 半田教習センター

3，申込み先　〒475-0862　愛知県半田市住吉町3-155
TEL:0569-32-2600　FAX:0569-32-2601
一般社団法人日本クレーン協会東海支部

4，振込先　三菱ＵＦＪ銀行　大津町支店　普通預金　**3927386**
（一社）日本クレーン協会東海支部　※振り込み手数料は貴社にてご負担下さい

5，講習会費（税込）
当支部会員　**9,000円**（受講料**8,185**円＋テキスト代**815**円）
非会員　**10,000円**（受講料**8,185**円＋テキスト代**1,815**円）

6，受講対象者　「玉掛け技能講習修了者」または「クレーン運転士等玉掛け技能有資格者」
（所有資格を確認する為、免許証及び修了証の写しを添付してください）

7，申込み方法
①窓口にて→　日本クレーン協会東海支部へ**講習会費**・**写真1枚（30mm×24mm）資格証の写しをご持参**下さい。
②郵送にて→　**所定の申込書**に記入・**写真を貼付**して**資格証の写し**・**返信用封筒(定形用封筒に宛名を明記し110円切手を貼付)**と合わせて、上記申し込み先までお送り下さい。
講習会費は銀行振込か現金書留でご入金下さい。

8，その他
■**受講変更の場合は事前に支部までご連絡下さい。**
（手数料を頂く場合があるほか、変更できない場合もあります）
■既納講習会費は**講習開始前6営業日以降は払い戻しはいたしません。**
■**無断欠席は権利放棄とみなします。**
■定員になり次第締め切るほか、講習開始2週間前をもって締め切ります。
■講習日2週間前までに5名以下の場合は中止することがあります。